

博士學位論文

内容の要旨

および

審査結果の要旨

甲第144号

2017

創価大学

本号は学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条の規程による公表を目的として、平成29年3月18日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は、学位規則第4条1項（いわゆる課程博士）によるものである。

創価大学

氏 名	李 韶娟 (イ ソヨン)
学位の種類	博士 (経済学)
学位記番号	甲 第 1 4 4 号
学位授与の日付	平成 2 9 年 3 月 1 8 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 創価大学大学院学則第 3 1 条第 2 項該当 創価大学学位規則第 3 条の 3 第 1 項該当
論文題目	「韓国の財閥体制の問題と政府の財閥政策」
論文審査機関	経済学研究科委員会
論文審査委員	主査 佐久間 信夫 本学経済学研究科教授 委員 平岡 秀福 本学経済学研究科教授 委員 柳町 功 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科教授

〔論文題目〕

「韓国の財閥体制の問題と政府の財閥政策」

〔論文内容の要旨〕

第 2 次世界大戦後、歴代韓国政府は経済振興政策の一環として財閥企業の育成政策を実施してきた。この財閥企業育成策は韓国経済躍進の原動力となる一方で、経済力集中、政・財・官の癒着や汚職、中小企業の未発達、格差などのさまざまな問題を引き起こしてきた。しかし、金大中が大統領に就任して以降、アジア金融危機を契機に財閥に対する規制が強化され、財閥の企業統治改革が大胆に進められた。財閥の企業統治改革は盧武鉉大統領にも継承され、推進されたが、これに続く李明博大統領は財閥経営者出身ということもあり、それまでに制定された厳しい法律を次々に緩和していった。格差問題の深刻化や財閥経営者の間に頻発する不祥事などに強い不満を持つ韓国国民は、規制強化による財閥の監視を望む一方で、韓国経済に大きな比重を占める財閥企業の弱体化による経済の失速に対しては大きな不安感を持つというジレンマに陥っている。

大統領選挙に際しても、将来いかなる財閥政策を取るべきかという問題が国論を 2 分する大きな議論として浮上するようになっている。

李氏の論文はこのような現実の中で、韓国財閥に対する政府の政策はいかにあるべきなのかという問題意識に基づくものといえることができる。

本論文の第 1 章では、この研究の背景、問題意識、基本的な用語の定義がなされた後、財閥擁護論および財閥改革論の先行研究に対する考察が行われ、財閥改革が必要であるとの筆者の立場を明確にしている。

第 2 章では、「経済力集中」という視点から、韓国財閥の問題点を分析している。財閥による韓国の経済力集中の問題については政府介入が必要であるとの立場を取るが、従来の政府介入に一貫性が欠けていたことを指摘している。

第 3 章では、政府による「金産分離」規制が取り上げられている。サムソングループの不祥事を例に挙げ、第 2 金融圏に対する規制が欠如していることにより、循環的な株式持合いを介したオーナー一族の支配力維持や金融業の脆弱性などの問題を惹起していることを指摘している。

第 4 章は、韓国に特有の循環式株式所有について、政府規制の強化の動向とその影響が検討されている。政府規制の一定の効果は認めつつも、財閥の所有構造を根本的に変えるに至っていないことを指摘している。

第 5 章は、韓国財閥の継承について持分継承（株式の継承）と経営権継承（役員への地位の継承）の 2 側面からデータを用いつつ分析している。財閥の継承を巡っては、韓国財閥が相次いで不祥事を引き起こしてきたが、筆者はこの問題についても規制の強化が必要であると述べている。

第 6 章では、韓国財閥企業の会社機関におけるコーポレート・ガバナンス改革の動向とその成果が豊富なデータによって分析されている。とくに少数株主権限の強化、社外取締役の選任、監査委員会などの問題が取り上げられているが、これらの問題は政府規制強化による改善には限界があると述べている。

第 7 章は、韓国社会に特有の縁故主義の視点から韓国のコーポレート・ガバナンス改革を考察している。この領域については近年、研究が進められているが、筆者は社外取締役の独立性について、先行研究に基づいて検討している。

第 8 章は、世界各国のコーポレート・ガバナンス活動において重要な役割を果たしている機関投資家の活動について考察している。韓国のコーポレート・ガバナンス活動において大きな影響力を持つ国民年金基金の行動を、とくに議決権行使状況の分析を通して検討している。

[論文内容の要旨]

韓国の財閥体制の負の側面を解消するために、韓国政府はこれまで様々な政策を実施してきたが、その負の側面の解消において大きな成果は得られなかった。筆者は従来の財閥政策を分析することによって、政府の財閥政策には①規制対象の曖昧さ、②施行上における一貫性の欠如、③介入程度に関する適切性の確保、④推進する上での実効性の乏しさ、の 4 つの課題を指摘している。韓国の財閥体制の負の側面を解消するためには政府の政策だけでは不十分であり、経済的側面、経営的側面、文化的側面からの検討も必要であることは筆者も述べている通りである。従来の政府政策の分析から 4 つの課題を指摘している点は評価できる。

筆者は、財閥の問題を解決するには企業やあらゆるステークホルダーが改革の主体となっていかなければならないと述べているが、抽象的な指摘に留まっているのは残念である。また、各国の企業統治活動において、これまで主導的な役割を担ってきている機関投資家の行動については十分に検討が行われていない。機関投資家については韓国の国民年金だけが分析されているが、外国人機関投資家の活動についての研究は既に多くの先行研究が存在するため、この部分についての研究は不十分といわざるを得ない。

本論文には上記のような問題はあつたものの、韓国の財閥の企業統治問題を政府の政策の側面から取り上げた研究は少なく、従来の政府政策を「経済力集中」「金融支配」「継承問題」「縁故関係」など多様な側面から分析して結論を導き出していることは評価できる。

[最終試験の結果]

平成 28 年 8 月 19 日午後 2 時から最終試験が行われた。まず著者により論文の概要が説明され、その後審査委員から論文で提示されている財閥体制における 5 つの問題の具体的な解決法、継承問題などについての質問がなされた。

以上の質疑の後、論文評価が行われ、3 名の審査員は以下の理由から、李 昭娟氏が今後研究者として専門的研究を継続する能力を有していると判断した。

- ① 韓国の財閥の企業統治を政府政策の側面から体系的に分析した研究は少なく、独自性を有している。
- ② 韓国財閥研究における財閥肯定論と否定論を入念に検討することによって財閥企業の企業統治上の問題点を明らかにした意欲的な研究である。
- ③ 日本語、韓国語、英語の先行研究を多数検討しており、母国語（韓国語）だけでなく日本語と英語の十分な能力が確認される。
- ④ 大学院博士後期課程在学中の 5 年間で 7 回の学会発表と 9 本の論文執筆を行

っており、学術論文のうち2本が学会誌の査読付論文であることから論文の学術的水準が学会レベルで評価されている。

以上により、李 昭娟氏の論文は博士論文としての十分な内容と水準を有しているものと判定する。